

環境保全型農業直接支払交付金 富山県 中間年評価報告書

I 都道府県における環境保全型農業推進の方針等

本県では、平成23年12月に策定された「富山県適正農業規範」に則した適正な農業生産活動（とやまGAP）の実践を普及しながら、第三者認証GAP等の取得及びその実践等に向けた取り組みを支援している。

また、堆肥の合理化や病害虫発生予察に基づく効率的防除体系の実証・普及・総合的病害虫・雑草管理（IPM）の推進、化学合成農薬や化学肥料の使用量の低減に取り組むエコファーマーの育成、環境保全型農業直接支払交付金等を活用し特別栽培農産物や有機農業、生物多様性の保全等に取り組む農業者の支援などにより、環境にやさしい農業の普及拡大を推進している。令和4年度から「国際水準GAPの取組」が、「みどりのチェックシート」へ変更されたため、各関係機関と連携し、内容の周知徹底に努めている。

II 取組の実施状況

1 支援対象取組の実績

項 目		(参考) R1実績	R2実績	R3実績	
実施市町村数		13	13	14	
実施件数		63	60	56	
交付額計（千円）		47,126	41,830	42,142	
実施面積計（ha）		703	638	647	
取組別実績	有機農業	実施件数	23	30	35
		実施面積（ha）	147	133	144
		交付額（千円）	11,611	15,948	17,383
	堆肥の施用	実施件数	19	19	18
		実施面積（ha）	208	219	196
		交付額（千円）	9,172	9,632	8,613
	カバークロップ	実施件数	22	23	19
		実施面積（ha）	262	175	159
		交付額（千円）	20,958	10,506	9,518
	リビングマルチ	実施件数			
		実施面積（ha）	—	—	—
		交付額（千円）			
草生栽培	実施件数				
	実施面積（ha）	—	—	—	
	交付額（千円）				

不耕起播種	実施件数			
	実施面積 (ha)	—	—	—
	交付額 (千円)			
長期中干し	実施件数		1	3
	実施面積 (ha)	—	22	28
	交付額 (千円)		179	228
秋耕	実施件数		1	2
	実施面積 (ha)	—	1	10
	交付額 (千円)		6	79
地域特認取組 冬期湛水	実施件数	9	10	11
	実施面積 (ha)	80	70	77
	交付額 (千円)	5,175	4,883	5,003
地域特認取組 I P M	実施件数	1	2	1
	実施面積 (ha)	5	18	33
	交付額 (千円)	210	675	1,318

2 推進活動の実施件数

推進活動		(参考) R1実績	R2実績	R3実績
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動				
	技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布	8	9	7
	実証圃の設置等による自然環境の保全に資する農業の生産方式の実証・調査	5	—	0
	先駆的農業者等による技術指導	3	2	3
	自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施	3	4	3
	ICT やロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組	—	—	1
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動				
	地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催	18	12	15
	土壌診断や生き物調査等環境保全効果の測定	4	5	4
その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動				
	耕作放棄地を復旧し、当該農地において自然環境の保全に資する農業生産活動の実施	—	1	1
	中山間地及び指定棚田地域における自然環境の保全に資する農業生産活動の実施	14	21	20
	農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用	—	7	3
	その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動の実施	1	4	8

3 都道府県が設定した要件等

- (1) 実施要領第4の1の(1)のイにより都道府県が設定した堆肥の施用量及び交付単価
 ・・・・対象無し

堆肥の種類	対象作物	10アール当たりの施用量	10アール当たりの交付単価 (国と地方の合計)

- (2) 実施要領第4の1の(9)により都道府県知事が特に必要と認めた取組

冬期湛水	取組の概要	冬期の水田に水を張ること鳥類その他の生物の生息場所を確保し、生物多様性を保全する取組
	対象地域	県全域
	対象作物	全作物
	10アール当たりの交付単価(国と地方の合計)	8,000円(有機質肥料施用・畦補強実施) 7,000円(有機質肥料施用・畦補強未実施) 5,000円(有機質肥料未施用・畦補強実施) 4,000円(有機質肥料未施用・畦補強未実施)

総合的病害虫・雑草管理(IPM)	取組の概要	利用可能なあらゆる防除技術を検討して、病害虫・雑草の発生増加を抑えるための適切な手段を総合的に講じることで化学農薬の使用量を低減し、生物多様性を保全する取組
	対象地域	県全域
	対象作物	水稻
	10アール当たりの交付単価(国と地方の合計)	4,000円(プラス畦畔除草・秋耕)

ビオトープ	取組の概要	水生動物が生息できるように、ほ場内に波板やトラクター等で溝(水路)を設置し、栽培期間中湛水状態を保つ取組
	対象地域	県全域
	対象作物	水稻
	10アール当たりの交付単価(国と地方の合計)	4,000円(作溝) 3,000円(作溝未実施)

- (3) 実施要領第4の2の(4)により設定された化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例
 ・・・・対象無し

作物名	対象地域	設定された特例の内容

(4) 実施要領第4の3により設定された、地方公共団体が定める地域独自の要件 … 対象無し

地方公共団体	独自要件の内容

Ⅲ 環境保全効果等の効果

1 地球温暖化防止効果

全国共通取組の有機農業・堆肥の施用・カバークロープ・長期中干し・秋耕等は、国が実施した環境保全型農業直接支払交付金第一期最終評価（令和元年8月）において「地球温暖化防止効果が高い」と評価されている。本県における環境保全型農業への取組面積は、令和元年度の703haから令和2年度はカバークロープ取組の減少で638haとなったが、令和3年度には647haと環境保全型農業の普及・推進に向けての働きかけが継続して行われていることの現れとして取組面積拡大へと転じている。本県でも、環境保全型農業直接支払交付金の各取組を推進することで、温室効果ガスの削減に寄与していることが、前回（第一期中間報告）結果で明らかになっている。各取組面積の増減はあるものの、今回の中間評価報告も踏まえて、これからも継続して対象取組を推進する。そして地球温暖化防止への取組について、生産者はもとより消費者へも広げて情報発信し、CO2削減について地域全体で考えて貰えるように推進していく必要がある。

なお、新しい科学的知見等を踏まえた各取組の温室効果ガス削減効果を算定するため、令和4年度に農業者の営農形態を調査して国に報告しており、全国の調査結果を踏まえた温室効果ガス削減効果の検討結果が国の中間年評価において示されることになっている。

2 生物多様性保全効果

全国共通取組の有機農業及び冬期湛水管理、総合的病害虫・雑草管理（IPM）の取組は、国が実施した環境保全型農業直接支払交付金第一期最終評価（令和元年8月）において「生物多様性保全効果が高い」と評価されている。

これらの本県の取組面積は令和元年度の232haから令和3年度には254haに約9.5%増加しており、生物多様性保全に資する取組の面積が拡大している。

面的にまとまった取組等による生物多様性保全効果を検討するため、令和3年度に全国的に生物多様性保全効果の現地調査が実施され、本県では、環境保全型農業直接支払交付金事業に取り組む有機ほ場において、生物保全効果は、周辺の慣行ほ場と比較して良好であるとの結果（S～A評価）が得られ、取組における効果が高いことが判明している。有機農業など効果の高い取組を今後も推進する必要がある。

なお、全国の調査結果を踏まえた生物多様性保全効果の検討結果が国の中間年評価において示されることとなっている。

3 その他の効果

一部の市町村では、エゴマなどの作物の生産振興を図ることにより、地域の新たな特産品を創出し、耕作放棄地の解消、地域ブランド力の向上につなげている。また、そばの作付けが進む産地では、有利販売に加えてそば打ち体験や試食イベントなど、地域ぐるみの取組を支援し、活性化やPRにつなげている。更に、県内の農業者においては、消費者向けに食農教育や生物多様性教育を目的とした農業体験会や生き物調査などの活動を各地で実施し、子供連れでの参加を募るなどして、都市農村交流を図っている。

IV 事業の評価及び今後の方針

1. 事業の評価

県内の取組面積は令和元年度と比較して令和2年度にカバークロップの取組減少などでトータル65ha(9%)減少したが、令和3年度には9ha取組拡大に転じており、環境保全型農業の普及・推進にむけての働きかけが継続して着実に行われていることが結果として出ていると考える。第2期における取組面積の増加の主な要因は、有機農業の交付単価引き上げに伴い有機農業の取組面積が増加したことと、新しく全国共通取組に追加された長期中干しの取組が拡大したことである。他方、既存の取組農業者の高齢化に伴い、作業負担が比較的大きい堆肥の施用及びカバークロップの取組面積は減少傾向となっている。

とやま「人」と「環境」にやさしい農業推進プランを基軸に、「とやまGAP」を通じた従来の環境にやさしい農業の推進を基本とし、本制度等を活用して富山県農業の持続的な発展のための取組を推進し、面積拡大に努めております。

2. 今後の方針

「環境の保全」、「安全な農産物の生産」や「農業者の安全確保」のための取組とともに、その取り組みに対する県民の理解促進や信頼確保などを、消費者と農業者の双方による持続可能な富山県農業の実現に資するための広い視点に立った「人」と「環境」にやさしい農業と捉え、GAP条例が示す目的に基づき『「人」と「環境」にやさしい、未来につなぐ』とやま農業』の持続的な発展』のための施策を総合的に推進していく。

また地球温暖化防止について、環境保全型農業における取組では、有機農業等における堆肥や緑肥、有機質肥料などの有機物を土壤に施用することで、土壤炭素貯留量を増加させ、間接的に大気中のCO₂削減に資することが報告されており、このことを生産者はもとより消費者へも広げて情報発信し、CO₂削減について地域全体で考えて貰えるように推進していく必要がある。

農林水産省で令和3年5月に策定された「みどりの食糧システム戦略」では、2050年までに目指す姿として、温室効果ガスのゼロエミッション、化学農薬使用量の低減、化学肥料の使用量低減、有機農業取組面積の拡大等に積極的に取り組むこととしており、本県でもこれらの取組を後押しするために、本制度を活用していく中で周知していきたいと考えます。